平成２４年（フ）第１２９号
名古屋市千種区光が丘１―21―62シエラ光ヶ丘Ｄ203号、住民票上の住所千葉市中央区仁戸名町510番地５
債務者　成井　佳子
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４９号
千葉県市原市青柳909番地２
債務者　増野　清春
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２６号
松江市比津町225番地８
債務者　黒田　静枝
１　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
松江市西津田３丁目４番45―505号
債務者　山口ふゆみ
１　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2340番地１―403号
債務者　松尾安都子
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
北海道小樽市長橋２丁目７番10号　２Ｆ、前住所札幌市東区北10条東15丁目２番15号　すずきマンション２号
債務者　山本　寿明
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２４号
北海道苫小牧市美園町２丁目２番15号　グランドハイツ美園202
債務者　小野寺　誠
１　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８７４号
宮城県亘理郡山元町山寺字堤山13番地36
債務者　齋藤　英俊
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
宮城県塩竈市新富町13番13号　レオパレスメイフラワーⅠ211号
債務者　佐藤　麻美
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
仙台市太白区南大野田６番地の１　チサンマンション富沢駅前505
債務者　嶺岸亜希子
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
宮城県亘理郡亘理町字裏城戸198番地１　１号棟
債務者　星　　洋
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
仙台市若林区大和町２丁目２番８号　ホワイトキャッスル25番館301、従前の住所仙台市若林区六丁の目中町20番３号　コーポエンドウ202
債務者　風間　孝徳
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
宮城県気仙沼市笹が陣４番地１気仙沼中学校住宅４－６、住民票上の住所宮城県気仙沼市松崎浦田94番地１コーポ上向11号室
債務者　渡辺　弘美
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１１号
宮城県気仙沼市笹が陣４－５気仙沼公園10―３、住民票上の住所宮城県気仙沼市新浜町１丁目５番23号
債務者　葉柴　幸子
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１２号
宮城県気仙沼市神山11番地８尾形ハイツ206号
債務者　樋口　理恵
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第３１号
秋田市八橋本町４丁目１番27号　高松アパートＡ号
債務者　相原祐貴子
１　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　秋田地方裁判所民事第２部